

## 白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し素案（第 1～4 章）【第 3 回会議用修正版】

第 2 回（令和 2 年度第 1 回）白井市障害者計画等策定委員会で頂いたご意見を下表のとおり素案に反映しましたので改めて提案いたします。

※ 障害者計画の中間見直し素案に対して直接頂いたご意見だけでなく、第 2 回会議におけるその他の議題の中で頂いたご意見についても、障害者計画の内容に関係のあるものについては掲載しています。

※ ご意見は発言順ではなく、分野別に取りまとめています。

### 意見要旨 1 中間見直しの背景について

東京オリンピック・パラリンピックは縮小・中止の可能性もあるため、「絶好の機会」といった強い表現は見直したほうがよいのでは。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第 1 章 序論 (計画策定にあたって)	1	計画策定の背景・趣旨	計画書 p. 3	
		<p>◇白井市障害者計画 2016-2025 の中間見直し</p> <p>白井市障害者計画 2016-2025 の策定後、障がいのある人の命や尊厳を否定するような事件の発生や、全国の行政機関における障がい者雇用の信頼が損なわれる事案が発生しました。また、少子・高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎える中、高齢化の進展等により、障がいのある人の数は増加が続いています。一方で、令和 3 年度には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。障がいの有無にかかわらず、世界中から人が集うパラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となることが期待されます。</p> <p>本市では、これらの現状を踏まえ、白井市障害者計画 2016-2025 の計画期間の半分が終了する令和 2 年度に中間見直しを行い、障がいのある人の自立、社会参加の支援、権利擁護及び理解促進等に向けた施策の一層の推進を図っていくこととしたものです。</p>	<p>◇白井市障害者計画 2016-2025 の中間見直し</p> <p>白井市障害者計画 2016-2025 の策定後、障がいのある人の命や尊厳を否定するような事件の発生や、全国の行政機関における障がい者雇用の信頼が損なわれる事案が発生しました。また、<u>平成 28 年 4 月の熊本地震や令和元年東日本台風による被害をはじめとする大規模災害の頻発や、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大など、障がい福祉の分野においても、これまで以上に機動的な対応が求められる局面が増えています。</u></p> <p><u>こうした中、少子・高齢化がさらに進み、本格的な人口減少社会を迎える中、高齢化の進展等により、障がいのある人の数は増加が続いています。</u></p> <p>本市では、これらの現状を踏まえ、白井市障害者計画 2016-2025 の計画期間の半分が終了する令和 2 年度に中間見直しを行い、<u>計画の目標像及び基本目標の実現に向けたより効果的な取り組みの推進を図っていくこととしたものです。</u></p>	<p>オリンピック・パラリンピックへの言及は避け、頻発する災害や新型コロナウイルス感染症等、現在において特段の取り組みが求められている課題に置き替えました。</p> <p>また、このことにより、後段の「自立」、「社会参加」との文脈上のつながりは若干弱まることから、目指す方向については「目標像及び基本目標の実現」として集約しました。</p>

**意見要旨 2 見直しの時期について**

現行計画は10年間を見据えて策定しているはずなので、今回の大幅な見直しは不要ではないか。

一方、現行計画では計画期間中に重大な状況変化等があった場合に、途中で修正できる規定がない。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第1章 序論 (計画策定にあたって)	3	3 計画の期間 本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、令和2年度に中間見直しの作業を行いました。 また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。	3 計画の期間 本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、令和2年度に中間見直しの作業を行いました。 また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。 <u>ただし、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他の重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、市は、白井市障害者計画等策定委員会(同委員会が設置されていないときは白井市地域自立支援協議会)の意見を聴いたうえで必要最低限の変更を行うものとします。</u>	今回の中間見直しは現行計画の規定に基づき行うものですが、計画の目標像、基本目標、施策の体系等の骨格部分は、策定時に中長期的な視点で策定された部分であるため変更しないこととしています。 また、計画期間中に関係法令の抜本的な改正や重大な状況変化等があった場合に、計画に必要最低限の修正が施せるよう、取扱いの追記を行いました。
	3 計画の期間	計画書 p. 6  図(略)	図(略)	※参考 障害者基本法(抄) 第11条第6項 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関(事務局注:本市では障害者計画等策定委員会)を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。 第9項 (前略) 第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

意見要旨 3 情報提供について

ウェブサイトは、音声案内が出たり、漢字にルビが振られているなど、誰でも見やすく、使いやすいものが必要。

対象箇所				現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	基本目標1 地域での自立生活への支援の推進	施策の方向(1) 相談体制・情報提供の充実	計画書 p.31	<p>《主な取り組み》</p> <p>②情報提供の充実</p>	(変更なし)	<p>市のウェブサイト作成に係る基本的な姿勢として、見やすく、使いやすい記事作成に努めてまいります。音声読み上げについては、パソコンやスマートフォンのブラウザ(閲覧ソフト)又はOS(基本ソフト)の機能進化により対応できるようになってきているため、それらの活用をお願いしています。</p> <p>ルビについては、現在市が運用している作成システムでは付すことができませんが、ご不明点は問合せフォーム、電話、ファックス等複数の問い合わせ先をわかりやすく載せるなどしてカバーしていきます。</p> <p>なお、視覚障がいのある人に対しては、日常生活用具給付事業により、音声読み上げソフトや点字ディスプレイ、活字文書読み上げ装置等の購入助成も行っており、状況に応じてこれらの活用も案内していきます。</p>
				<p>(通番10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 ホームページのアクセシビリティ(利用しやすさ)の向上 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 視覚(色覚)障がい者が閲覧しやすいホームページ作成に努めます。</li> <li>●所管課等 秘書課</li> <li>●実施区分 修正</li> </ul>		

意見要旨 4 選挙について

視覚障がいのある人が投票をする際、点字投票を利用したいが、現状では個人情報の漏洩が不安。

対象箇所			現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	1 地域での自立生活への支援の推進	(2) 権利擁護体制の充実 計画書 p. 34	<p>《主な取り組み》</p> <p>③選挙における配慮の実施</p> <p>(通番21)</p> <p>●施策・事業名 投票しやすい環境の整備</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>●所管課等 選挙管理委員会</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番21)</p> <p>●施策・事業名 投票しやすい環境の整備<u>と投票の秘密への配慮</u></p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。<u>また、点字投票や代理投票を行う際、投票内容が他の選挙人等に知られることのないよう厳正に実施します。</u></p> <p>●所管課等 選挙管理委員会</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>障がいのある人がより一層安心して投票できるよう、投票の秘密への配慮を加筆しました。</p>

**意見要旨 5 感染症対策について**  
 新型コロナウイルスによって多くの障がいのある人の生活が制約を受けていることから、感染症拡大の際には迅速で機動的な対応をとることなどを入れておいたほうがよい。

対象箇所				現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	1 地域での自立生活への支援の推進	(4) 保健・医療サービスの充実	(現行記載なし)	<p>《主な取り組み》</p> <p>②保健サービスの充実</p>	<p>(通番35)</p> <p>●<u>施策・事業名</u> 感染症の拡大防止及び発生時の支援</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●<u>内容</u> 障がいのある人等の生活に重大な影響をもたらす恐れがある感染症について、「白井市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「白井市新型インフルエンザ対応マニュアル」等に基づき予防及び拡大防止に努めます。また、重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。</p> <p>●<u>所管課等</u> 健康課 障害福祉課</p> <p>●<u>実施区分</u> 新規</p> <p>※ 以下の通番を1繰り下げ。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により本市でも大きい影響が出ていることを踏まえ、将来に向けた対応として取組項目を新規追加しました。</p>
				<p>(なし)</p>		

意見要旨 6 特別支援教育について①

通級指導教室の対象者として、「言語に軽度の障がいのある児童」とあるが、現行の学校教育法施行規則では、障がいの程度について軽い・重いという表現はしなくなっているため、「軽度の」は削ったほうがよいのでは。

また、通級指導教室には自校に置くものと他校に置くものがあるが、素案の表記では、自校通級でもガソリン代を補助するように読めてしまうのでは。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方	
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	2 社会参加の支援・促進	(1) 障がい児の保育・教育の充実 計画書 p. 42	<p>《主な取り組み》</p> <p>②学校教育（特別支援教育）の推進</p> <p><u>(通番42)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 通級指導の充実 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 言語に<u>軽度</u>の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。</li> <li>●所管課等 教育支援課 学校政策課</li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	<p><u>(通番43)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 通級指導の充実 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 言語に障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、<u>他校に設置された</u>通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。</li> <li>●所管課等 教育支援課 学校政策課</li> <li>●実施区分 <u>修正</u></li> </ul>	<p>通級指導の対象者について、「軽度の」の表記を削除しました。</p> <p>また、通学に当たりガソリン代の補助対象となる通級指導教室について、「他校に設置された」を追記しました。</p>

意見要旨 7 特別支援教育について②

「個別支援学級」という呼称は一般的ではない。特別な理由がないのであれば「特別支援学級」としたほうがわかりやすいのでは。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）	2 社会参加の支援・促進  (1) 障がい児の保育・教育の充実	p.41 【現状】 (略) 令和2年度現在、 <u>個別支援学級</u> ☆を、市立の小学校（全9校）に28学級、中学校（全5校）に12学級設置しています。（略）	(略) 令和2年度現在、 <u>個別支援学級（特別支援学級）</u> ☆を、市立の小学校（全9校）に28学級、中学校（全5校）に12学級設置しています。（略）	白井市教委では、一人一人に合わせた適切な学習を行うという目的を踏まえ、平成19年4月の学校教育法改正に先立って、「個別支援学級」という呼称を用いていますが、本計画では、学校教育法上の呼称である「特別支援学級」を括弧書きで併記しました。  また、第6章の用語説明においては、前述の意見要旨6を踏まえ、障がいの軽・重に基づいて特別支援学校との違いを説明する現行内容から、学級の設置目的を主旨とした内容に書き換えました。
		p.42 《主な取り組み》 ②学校教育（特別支援教育）の推進 <u>(通番43)</u> ●施策・事業名 <u>個別支援学級</u> ☆の充実 [重点取組非該当] ●内容 障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。 ●所管課等 教育支援課 学校政策課 ●実施区分 <u>継続</u>	<u>(通番44)</u> ●施策・事業名 <u>個別支援学級（特別支援学級）</u> ☆の充実 [重点取組非該当] ●内容 障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。 ●所管課等 教育支援課 学校政策課 ●実施区分 <u>修正</u>	
第6章 付属資料	資料1 用語の説明	p.63 【か/カ行】 ◆個別支援学級（特別支援学級） <u>「特別支援学校」の対象でない比較的軽度の障害のある児童生徒に対して適切な教育を行う場。</u> 小学校、中学校、高等学校および中等教育学校において設けることができる。	<u>(通番45)</u> ●施策・事業名 教職員の研修の充実 [重点取組非該当] ●内容 教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、 <u>個別支援学級（特別支援学級）</u> ☆の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。 ●所管課等 教育支援課 ●実施区分 <u>修正</u>	
		◆個別支援学級（特別支援学級） 小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に設けることができる <u>学級で、通常学級での学習指導が難しい児童生徒を対象に、少人数制のクラスで授業を行い、一人一人に合わせた適切な学習を行うことを目的としている。</u> 白井市では、この設置目的を踏まえ、特に「個別支援学級」と呼称している。		

**意見要旨 8 合理的配慮の教育について**  
 合理的配慮を小学校で教えるなどの具体的な取り組みがほしい。子どもに教えることで、親にも伝わることを期待できるのでは。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）	1 地域の自立生活への支援の推進	(2) 権利擁護体制の充実 計画書 p. 34 ≪主な取り組み≫ ③障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進 (通番23) ●施策・事業名 障がい者に対する差別解消の推進 [重点取組非該当] ●内容 障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。 ●所管課等 障害福祉課 ●実施区分 新規	(変更なし)	障害者差別解消法において「合理的配慮」は、行政機関や事業者の義務又は努力義務として、障がいのある人から何らかの助けを求める意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図ることとされていますが、小中学生に対しては、通番46、47（修正後）の取り組みにより、障がいのある人への理解や配慮について学ぶ機会を確保していきます。
	2 社会参加の支援・促進	(1) 障がい児の保育・教育の充実 計画書 p. 42 ≪主な取り組み≫ ③インクルーシブ教育システムの推進 (通番45) ●施策・事業名 交流教育の充実 [重点取組非該当] ●内容 各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。 ●所管課等 教育支援課 ●実施区分 継続	(通番46) (変更なし)	
		(通番46) ●施策・事業名 障がい者理解の促進 [重点取組非該当] ●内容 小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。 ●所管課等 教育支援課 ●実施区分 継続	(通番47) (変更なし)	

意見要旨 9 放課後児童健全育成事業について

「学童保育」はよく用いられる呼称ではあるが、正式名称は「放課後児童クラブ」であって、マスメディア等では「放課後児童クラブ（学童保育）」と表記されることが多い。

対象箇所			現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	2 社会参加の支援・促進	(1) 障がい児の保育・教育の充実 計画書 p. 43	<p>《主な取り組み》</p> <p>④放課後対策の充実</p> <hr/> <p>(通番47)</p> <p>●施策・事業名 <u>学童保育</u>への受け入れ体制の整備</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。</p> <p>●所管課等 保育課</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番48)</p> <p>●施策・事業名 <u>放課後児童クラブ(学童保育)</u>への受け入れ体制の整備</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。</p> <p>●所管課等 保育課</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>「放課後児童クラブ」に書き換え、学童保育は括弧書きで併記しました。</p> <p>なお、施設名称としては、本市では「〇〇学童保育所」を正式名としているため、現行のままとしました。</p>

意見要旨 10 就労支援について  
「一般就労」とは何を指すのか、用語の定義が必要では。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	2 社会参加の支援・促進  (2) 就労の支援・促進	<p>課題</p> <p>○ 企業や官公署における<u>一般就労</u>に向けて、事業主への働きかけ、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携等により、就職先の確保に努めていく必要があります。</p> <p>○ 就労移行支援・就労定着支援事業所をはじめとする就労支援機関の利用を促進し、<u>一般就労</u>を目指す人に必要な知識・能力の向上の機会や、就職後の定着支援を提供していくことも必要です。</p> <p>○ 障がいのある人の中には、企業や官公署における<u>一般就労</u>が困難な人も少なくないため、福祉的就労の場の整備・充実も重要な課題となっています。このため、市内での就労支援事業所の運営や新規開設を側面から支援し、活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくことが必要です。</p>	<p>○ 企業や官公署における<u>一般就労</u><sup>★</sup>に向けて、事業主への働きかけ、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携等により、就職先の確保に努めていく必要があります。</p> <p>○ 就労移行支援・就労定着支援事業所をはじめとする就労支援機関の利用を促進し、<u>一般就労</u><sup>★</sup>を目指す人に必要な知識・能力の向上の機会や、就職後の定着支援を提供していくことも必要です。</p> <p>○ 障がいのある人の中には、企業や官公署における<u>一般就労</u><sup>★</sup>が困難な人も少なくないため、福祉的就労の場の整備・充実も重要な課題となっています。このため、市内での就労支援事業所の運営や新規開設を側面から支援し、活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくことが必要です。</p>	<p>「一般就労」及び「福祉的就労」という呼称の法的な定義はないため、一般に広く用いられている用法を参考とし、本計画における定義を第6章用語説明に追記しました。</p>
	計画書 p. 4 4	<p>《主な取組み》</p> <p>①<u>一般就労</u>の促進</p> <p>(通番52)</p> <p>●施策・事業名 <u>一般就労</u>の支援 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 就労支援員を設置し、<u>一般就労</u>に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がい者・精神障がい者を雇用し業務を行うことで<u>一般就労</u>へ向けた支援を行い、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。</p> <p>●所管課等 障害福祉課</p> <p>●実施区分 修正</p>	<p>①<u>一般就労</u><sup>★</sup>の促進</p> <p>(通番53)</p> <p>●施策・事業名 <u>一般就労</u><sup>★</sup>の支援 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 就労支援員を設置し、<u>一般就労</u><sup>★</sup>に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がい者・精神障がい者を雇用し業務を行うことで<u>一般就労</u><sup>★</sup>へ向けた支援を行い、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。</p> <p>●所管課等 障害福祉課</p> <p>●実施区分 修正</p>	
		計画書 p. 4 5		

第6章 付属資料	資料1 用語の説明	(現行記載なし)	【あ／ア行】 (なし)	◆一般就労 一般的に、企業や公的機関等に就職し、労働契約を結んで働く就労形態を指します。本計画においては、障害者手帳を所持している人及び障害者手帳の有無に関わらず障害福祉サービス等を利用している人が、これらの就業先に就労することを指すものとします。なお、一般就労に対し、就労継続支援事業所や、生活保護法に基づく授産施設等で福祉サービスを受けながら働くことを「福祉的就労」と言うことがあります。

意見要旨 11 緊急時の支援体制について

北総育成園でのクラスター対応の経験から、DWAT（緊急福祉支援チーム）やDPAT（緊急精神医療チーム）の必要性を認識している。国予算の活用を含め、周辺地域との連携等による設置を検討してはどうか。

また、(災害時等には)警察・消防・自衛隊等を待つだけでなく、例えば地域に住む学生等に民生委員程度の守秘義務を課したうえで救援チームを組むことなども検討してみてもどうか。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方	
第4章 具体的な取り組みの内容 (基本計画)	3 快適で人にやさしいまちづくり	(3) 防災・防犯等対策の推進 計画書 p. 55	《主な取り組み》 ③防災・防犯等対策の推進 <u>(通番80)</u> ●施策・事業名 地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立 [重点取組非該当] ●内容 地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者(災害時要援護者)の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。 ●所管課等 危機管理課 ●実施区分 継続	<u>(通番81)</u> (変更なし)	専門性のある緊急派遣チームの創設については、現段階では障害者計画への位置付けは難しいため、今後の研究課題とさせていただきます。 また、災害時における地域での支援体制整備については、通番81(修正後)により取り組んでいきます。

意見要旨 12 避難行動要支援者名簿について

名簿登録希望についての照会が来たものの、個人情報はどこに提供され、災害時にどのような連携体制で支援されるのかが明確でないため、登録するのが不安。

対象箇所		現行計画または修正前素案の表記	修正後素案	素案修正の考え方	
第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）	3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(3) 防災・防犯等対策の推進 計画書 p. 55	<p>《主な取り組み》</p> <p>③防災・防犯等対策の推進</p> <p><u>(通番81)</u></p> <p>●施策・事業名 名簿・「個別支援計画」の作成 [重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>避難行動要支援者(災害時要援護者)対象者名簿の整備・項目の加除を行います。</u> また、<u>要支援(要援護)者</u>の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。</p> <p>●所管課等 危機管理課 ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p><u>(通番82)</u></p> <p>●施策・事業名 名簿・「個別支援計画」の作成 [重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>白井市避難行動要支援者避難支援プランについては、策定時に市民を対象に、公民センター等市内6箇所で説明会を実施したほか、パブリックコメントを実施し、プランへの理解が深まるよう努めてきましたが、今後も個人情報の提供先や連携する支援機関の役割を明確にするなどして理解・安心の確保に努め、対象者名簿の整備・更新を推進します。</u> また、<u>個別支援計画については、市民への理解を進めるとともに、対象者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。</u></p> <p>●所管課等 危機管理課 ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>名簿の整備を進めるに当たり、個人情報の取扱い等、対象者の不安払拭のための配慮を行うことを追記しました。</p>